

告 示

埼玉県告示第千四百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）吉川市栄町計画

吉川市栄町七百九十七番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ピーアンドディコンサルティング 代表取締役 溝口隆朗

さいたま市大宮区桜木町一丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ライフコーポレーション 代表取締役社長 岩崎高治

東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

大阪府堺市西区鳳東町四丁目四百一 一 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年六月二十一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

八千五百平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三八一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五八三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六八立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時から午後十時十五分（平面駐車場）
午前七時から午後十時（屋上駐車場）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時（荷さばき施設一）

午前六時から午前九時（荷さばき施設二、三、四）

ト 届出年月日

平成二十二年十月二十日

二 縦覧期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十三年三月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十三年三月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課